

追試験について

忌引、教育実習、保育実習、採用試験、保育士試験、病気、災害、事故の場合及びその他やむを得ない事情で試験を受けることができなかつた場合は、教授会の承認を得て追試験を受けることができます。

追試験を受けようとする者は「履修規則」第15条第2項の規定に基づき、試験期間終了後1週間以内に追試験受験願を提出してください。

追試験受験願には次の書類を添付する必要があります。詳細は教務課で確認してください。

- ・病気の場合：医師の診断書又はこれに準ずるもの
- ・災害の場合：災害証明の写し又はこれに準ずるもの
- ・事故の場合：事故証明の写し又はこれに準ずるもの
- ・採用試験の場合：試験通知書写し（写しが添付できない場合は学年担当教員又は指導教員の副申に代える）
- ・上記以外の場合：事前、遅くとも試験日当日までに教務課に相談すること。

(試験後に相談されても、追試験が認められないことがあります。)

履修の手引、授業時間割表にも追試験の取扱について記載していますので確認してください。

※追試験の対象は、HP の試験日程表に載っている授業科目のみです。